

今後の文京区障害者地域自立支援協議会の体制について



協議会：地域の課題について、地域の関係者が情報共有・協議する場
 専門部会で協議する事項を示し、専門部会からの提案等について、協議会全体の意思確認を行う。

専門部会：それぞれの課題ごとに、調査研究や検討、情報交換を行う場
 相談支援（障害者の相談支援全般）
 権利擁護（障害者の権利擁護）
 就労支援（障害者の就労に関する相談や支援内容等）

文京区障害者地域自立支援協議会要綱(抄)

（専門部会）

第8条 協議会の下に、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会は、協議会が指定する事項について調査研究する。
- 3 部会は、会長の指名する者をもって構成する。
- 4 部会に部会長を置き、部会員の互選によりこれを定める。
- 5 部会は、部会長が招集する。
- 6 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の調査研究の経過及び結果を協議会に報告する。
- 7 会長及び副会長は、必要があると認めるときは、部会に出席することが出来る。